

こ成保第 250 号
令和 8 年 4 月 1 日

各 $\left[\begin{array}{ccccc} \text{都} & \text{道} & \text{府} & \text{県} & \text{知事} \\ \text{指} & \text{定} & \text{都} & \text{市} & \text{市長} \\ \text{中} & \text{核} & \text{市} & \text{市} & \text{市長} \\ \text{児} & \text{童} & \text{相} & \text{談} & \text{所} \\ & & \text{設} & \text{置} & \text{市} \\ & & & & \text{市長} \end{array} \right]$ 殿

こども家庭庁成育局長

特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準の実施上の留意事項について

「特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準」（令和 8 年こども家庭庁告示第 8 号。以下「告示」という。）の実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して遅滞なく周知されたい。

なお、本通知は、令和 8 年 4 月 1 日より適用することとする。

記

第 1 公定価格の算定方法、加算の要件及び申請手続等

特定乳児等通園支援（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 30 条の 20 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額（以下「公定価格」という。）の算定に関する基準については、告示に定めるところであるが、具体的な算定方法、加算の要件及び申請手続等については、別紙によること。

第 2 乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支弁方法

乳児等支援給付費については、毎月、特定乳児等通園支援事業者（法第 54 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）から乳児等支援給付費に係る請求書を徴して支弁すること。また、各月の利用実績に応じて、可能な限り翌月中に支弁すること。

特例乳児等支援給付費については、特定乳児等通園支援事業者から特例乳児等支援給付費の請求があった場合に、支弁すること。

なお、各特定乳児等通園支援事業所（特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援を

行う事業をいう。以下同じ。)を行う事業所をいう。以下同じ。)の利用状況や加算の取得状況等を把握することにより、職権により支弁が可能な場合は、請求手続を簡素化することも差し支えないこと。

また、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費については、公定価格を基に、乳児等支援給付認定保護者（法第 30 条の 15 第 3 項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）が乳児等支援給付認定子ども（法第 30 条の 16 に規定する乳児等支援給付認定子どもをいい、申請中期間（法第 30 条の 21 第 1 項に規定する申請中期間をいう。以下同じ。）にあっては、支給対象小学校就学前子ども（法第 30 条の 14 に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)) について当該特定乳児等通園支援事業所において特定乳児等通園支援を利用した時間数に応じて支弁されるものであること。

第 3 虚偽等の場合の返還措置

市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算等の要件について、指導監督等を通じてその適合状況を把握すること。

また、指導監督等の結果、特定乳児等通園支援事業者が虚偽又は不正の手段により加算等を受けていることが認められた場合には、既に支給した乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の全部又は一部を返還させる措置を講じること。

I 算定方法（告示第1条関係）

公定価格については、Ⅱに定める基本単価にⅢ（Ⅲの4及び8を除く。）に定める加算する額を加算して得た額とすること。

なお、Ⅲの4の初回対応加算及びⅢの8の保護者支援面談加算については、当該月に利用時間（乳児等支援給付認定子どもについての特定乳児等通園支援の利用につき法第30条の20第3項の規定（当該乳児等支援給付認定子どもが支給対象小学校就学前子どもである場合にあっては、法第30条の21第2項の規定）により乗ずる時間をいう。以下同じ。）で除して得た額を加算するものとする。

1回の特定乳児等通園支援の利用は1時間以上とし、1時間を超える部分について30分単位で実施することも可能であること。30分単位で実施する部分の額については、1時間当たりの基本単価及びこれに加算する額（Ⅲの4及び8を除く。）に $1/2$ を乗じて算出する（例えば、0歳児が2時間30分利用した場合は、 $1,700 \text{ 円} \times 2.5 \text{ 時間}$ で算出すること）。

また、特定乳児等通園支援事業所の所在する市町村以外の市町村において認定された乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業所を利用した場合においては、当該乳児等支援給付認定子どもの認定を行った市町村に対し、請求を行うこと。

II 基本単価（告示第2条関係）

基本単価は、ア及びイのとおりとすること。なお、当該単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。

ア 0歳児の乳児等支援給付認定子ども：こども一人1時間あたり1,700円

イ 1・2歳児の乳児等支援給付認定子ども：こども一人1時間あたり1,400円

III 加算

1 障害児加算（告示第3条第1項関係）

（1）加算の要件

障害児とは、乳児等支援給付認定保護者の申請に基づき、市町村長が障害児であると認めた乳児等支援給付認定子どもとし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わないものであること。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者により提出された意見等障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えないこと。

特定乳児等通園支援事業者が、障害児に特定乳児等通園支援を提供する場合であって、当該障害児の障害の特性に応じた対応が可能な職員を配置する等により当該障害児に対して適切に特定乳児等通園支援を提供するための体制を確保するときに加算する。

また、保育所等で過ごすことや外出することが困難な状態にある障害児に対応するために、通園を基本とした上で、当該障害児の居宅に乳児等通園支援従事者（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）第22条第1項に規定する

「乳児等通園支援従事者」をいう。以下同じ。)を派遣すること(以下「居宅訪問」という。)も可能であること。

なお、居宅訪問を行う事業者は、あらかじめ市町村と協議を行った上で実施すること。

(2) 加算の確認

障害児の乳児等支援給付認定保護者に係る法第30条の15第1項の認定(以下「乳児等支援給付認定」という。)を行った市町村長は、指導監督等を通じて、障害児に対する特定乳児等通園支援の提供の状況、(1)の体制の確保の状況等を確認すること。

(3) 加算額

600円とすること。ただし、2の医療的ケア児加算又は3の要支援家庭こども加算をする場合には障害児加算をすることはできないこと。

2 医療的ケア児加算(告示第3条第2項関係)

(1) 加算の要件

医療的ケア児とは、乳児等支援給付認定保護者の申請に基づき、市町村長が日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるこどもであると認めた乳児等支援給付認定子どもをいうこと。

特定乳児等通園支援事業者が、医療的ケア児に特定乳児等通園支援を提供する場合であって、当該医療的ケア児に対して医療的ケアを行う看護師等(保健師、助産師、看護師若しくは准看護師又は社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第11条第2項に規定する喀痰吸引等研修の課程を修了した者をいう。)の配置その他により当該医療的ケア児に対して適切に特定乳児等通園支援を提供するための体制を確保しているときに加算する。

また、保育所等で過ごすことや外出することが困難な状態にある医療的ケア児に対応するために、通園を基本とした上で、居宅訪問を行うことも可能であること。この場合においては、乳児等通園支援従事者に加え、看護師等を配置すること。ただし、乳児等通園支援従事者が看護師等である場合、当該乳児等通園支援従事者1名のみを配置することとすることも差し支えないこと。

なお、居宅訪問を行う事業者は、あらかじめ市町村と協議を行った上で実施すること。

(2) 加算の確認

当該医療的ケア児の乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付認定を行った市町村長は、特定乳児等通園支援事業所における医療的ケア児の受入れを開始する前に、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」(令和7年3月こども家庭庁(令和8年3月改訂))において実施することとしている市町村との受入れ可能性の検討を十分に行うことを特定乳児等通園支援事業者に対して必要に応じて求めるほか、指導監督等を通じて、医療的ケア児に対する特定乳児等通園支援の提供の状況、(1)の職員の配置の状況等の体

制の確保の状況等を確認すること。

(3) 加算額

2,500 円とすること。ただし、1 の障害児加算又は3 の要支援家庭こども加算をする場合には医療的ケア児加算をすることはできないこと。

3 要支援家庭こども加算（告示第3条第3項関係）

(1) 加算の要件

要支援家庭こどもとは、乳児等支援給付認定保護者の申請に基づき、市町村長が乳児等通園支援を行う事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子どもをいうこと。

特定乳児等通園支援事業者が、要支援家庭こどもに特定乳児等通園支援を提供する場合であって、保護者や当該要支援家庭こどもの様子を確認し、必要なこども・子育て支援に繋げることができるよう、都道府県、市町村、児童相談所その他の関係機関と情報共有等を行う等緊密な連携を図る場合に加算する。

(2) 加算の確認

当該要支援家庭こどもの乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付認定を行った市町村長は、指導監督等を通じて、関係機関との情報共有の実施の状況、情報共有を行うことができる体制の確保の状況等の関係機関との連携の状況を確認すること。

(3) 加算額

600 円とすること。ただし、1 の障害児加算又は2 の医療的ケア児加算をする場合には要支援家庭こども加算をすることはできないこと。

4 初回対応加算（告示第3条第4項関係）

(1) 加算の要件

特定乳児等通園支援事業者が、特定乳児等通園支援の提供を開始するに当たり、乳児等支援給付認定子どもの保護者に対し、制度の意義や利用に当たっての基本事項の伝達を行うとともに、当該乳児等支援給付認定子どもの特徴やその保護者の意向等を把握するため、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「運営基準」という。）第4条第1項に規定する面談（申請中期間において乳児等支援給付認定に係る支給対象小学校就学前子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、同令第4条第1項の面談に準じて面談を行う場合にあっては、当該面談。以下「事前面談」という。）を行い、かつ、初回の特定乳児等通園支援の利用直後に、当該乳児等支援給付認定子どもの状況等を乳児等支援給付認定保護者に伝達するための面談（以下「事後面談」という。）を行う場合に加算する。

また、直近の特定乳児等通園支援の利用から半年以上経過した後の利用に当たり、事前

面談及び事后面談に準じて行う利用前後の面談を実施した場合についても加算する。

事前面談については、30 分以上実施することとし、その内容について、記録を残すこと。原則、対面にてこどもも交え行うこと。ただし、オンラインでなければ対応が困難な場合（里帰り出産等）は、この限りでない。

また、制度の意義や利用に当たっての基本事項についての伝達を説明会等の集合形式で行う場合には、別途、乳児等支援給付認定子ども毎に 15 分以上の時間を確保し、乳児等支援給付認定子どもの特徴やその保護者の意向等を把握すること。多胎児やきょうだい児等についても、集合形式と同様の取扱いとすること。

事后面談については、初回の利用直後に、利用時の乳児等支援給付認定子どもの様子のフィードバックを行うために、10 分以上を実施することとし、その内容について、記録を残すこと。多胎児やきょうだい児等をまとめて実施することも可能とするが、この場合には、乳児等支援給付認定子どもの数に 10 分を乗じて算出した時間以上を実施すること。

ただし、申請中期間において支給対象小学校就学前子どもの特定乳児等通園支援の利用について加算した場合には、当該支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等支援給付認定の効力が生じた日以後の特定乳児等通園支援の利用については、加算しないこと。

（２）加算の確認

乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付認定を行った市町村長は、指導監督等を通じて、事前面談及び事后面談の記録を確認すること。また、必要に応じ、当該乳児等支援給付認定保護者に確認を行うことも考えられること。

（３）加算額

乳児等支援給付認定子どもの年齢に応じて、ア又はイの額とすること。

ア 0 歳児：1,700 円

イ 1・2 歳児：1,400 円

5 生活困窮家庭等負担軽減加算（告示第 3 条第 5 項関係）

（１）加算の要件

乳児等支援給付認定保護者の申請に基づき、市町村長が次のアからウのいずれかの場合に該当すると認めた乳児等支援給付認定保護者を対象とする。

特定乳児等通園支援事業者が、特定乳児等通園支援を利用する次のアからウまでの場合のいずれかに該当する乳児等支援給付認定保護者について利用料（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準第 12 条第 2 項の規定による支払の額をいう。以下同じ。）を減額した場合に加算する。

なお、イに該当する乳児等支援給付認定保護者については、年 1 回、乳児等支援給付認定保護者が属する世帯に係る市町村民税納税通知書の写し等を提出させること等により、課税状況を確認すること。

ア 特定乳児等通園支援を利用した日において生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）

第6条第1項に規定する被保護者である場合

- イ 乳児等支援給付認定保護者及び当該乳児等支援給付認定保護者と同一の世帯に属する者について特定乳児等通園支援のあった月の属する年度（特定乳児等通園支援のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条に規定する規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額（乳児等支援給付認定保護者又は当該乳児等支援給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらのものを指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、算定した額）が77,101円未満である場合又は法第30条の4第3号に規定する市町村民税世帯非課税者である場合（アに掲げる場合を除く。）
- ウ 要支援家庭こどものいる世帯その他市町村長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、利用料を軽減することが適当であると認められる場合（ア及びイに掲げる場合を除く。）

（2）加算の確認

乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付認定を行った市町村長は、指導監督等を通じて、（1）のアからウまでのいずれかに該当する乳児等支援給付認定保護者について特定乳児等通園支援事業者が利用料を減額したことを確認すること。

（3）加算額

次のア又はイに定める額（特定乳児等通園支援事業者が減額した額が当該額を下回る場合には、当該減額した額）とすること。

ア （1）のアの場合

- ① 1時間当たり100円以上200円未満の減額を行った場合
1時間当たり100円
- ② 1時間当たり200円以上300円未満の減額を行った場合
1時間当たり200円
- ③ 1時間当たり300円以上の減額を行った場合
1時間当たり300円

イ （1）のイ及びウの場合

- ① 1時間当たり100円以上200円未満の減額を行った場合
1時間当たり100円
- ② 1時間当たり200円以上の減額を行った場合
1時間当たり200円

6 賃借料加算（告示第3条第6項関係）

（1）加算の要件

特定乳児等通園支援事業者が、特定乳児等通園支援事業の用に供する建物を賃借しており、かつ、当該建物について賃料を支払っている場合に加算する。

なお、特定乳児等通園支援事業の用に供する土地については、本加算の対象外であることに留意すること。

（2）加算の確認

特定乳児等通園支援事業所の所在地を管轄する市町村長が行うこととし、特定乳児等通園支援事業者から当該特定乳児等通園支援事業所の名称、所在地、加算の適用年月日、賃貸借契約書等を添えた申請を徴して確認すること。また、特定乳児等通園支援事業者は、賃貸借契約に変更があった場合は、特定乳児等通園支援事業所の所在地を管轄する市町村長に対し、遅滞なく、その旨を申し出ることとし、市町村長はこれを確認すること。

市町村長は、特定乳児等通園支援事業所が（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の翌日から加算しないものとする。

（3）加算額

200円とすること。ただし、一月につき、当該特定乳児等通園支援事業所における特定乳児等通園支援の利用について加算した額に利用時間に乗じた額の総額が、賃貸借契約等により定められた一月当たりの賃料（以下「月額賃料」という。）に既に達しているか、又は特定乳児等通園支援について加算を行うことによって月額賃料を超えることになると認めるときは、加算しないこととすること。

なお、当該賃貸借契約を締結している物件において、他事業を実施している場合は、月額賃料を適切に按分すること。例えば、一般型であれば、認可面積による按分、余裕活用型であれば、人数による按分が考えられること。

7 特別地域加算（告示第3条第7項関係）

（1）加算の要件

特定乳児等通園支援事業所が次に掲げる地域のいずれかに該当する地域に所在する場合に加算する。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

イ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島

ウ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯

エ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地

- オ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村
- カ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島
- キ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ク 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域
- ケ 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島
- コ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域及び同法第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定により同法第 1 項に規定する過疎地域とみなして、同法の規定を適用する地域

（２）加算の確認

- ア 特定乳児等通園支援事業所の所在地を管轄する市町村長は、特定乳児等通園支援事業者から当該特定乳児等通園支援事業所の名称、所在地等を添えた申請を徴して確認すること。
- イ 市町村長は、特定乳児等通園支援事業所が（１）の要件に適合しなくなった場合には、（１）の要件に適合しなくなった日の翌日から加算しないものとする。

（３）加算額

300 円とすること。

8 保護者支援面談加算（告示第 3 条第 8 項関係）

（１）加算の要件

特定乳児等通園支援事業者が、乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援給付認定子どもの様子等の利用の状況等を伝えとともに、当該乳児等支援給付認定保護者が抱える子育ての悩みや不安等、育児に関する相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行う（以下「保護者支援面談」という。）場合に加算する。その際、原則として、当該乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援を担当している乳児等通園支援従事者が実施すること。

保護者支援面談については、30 分以上実施することとし、実施した時間、保護者に伝達した事項、保護者からの相談内容等について記録を残すこと。

また、多胎児、きょうだい児等については、まとめて実施することも可能とするが、この場合、乳児等支援給付認定子どもの数に 30 分を乗じて得た時間以上実施すること。

なお、初回利用の翌月以降に実施するものとする。

ただし、申請中期間において支給対象小学校就学前子どもの特定乳児等通園支援の利用について加算した場合には、当該支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等支援給付認定

の効力が生じた日が属する月における同日以後の当該支給対象小学校就学前子どもの特定乳児等通園支援の利用については、加算しないこと。

（２）加算の確認

乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付認定を行った市町村長は、指導監督等を通じて、保護者支援面談の記録を確認すること。また、必要に応じて、当該保護者支援面談を受けた乳児等支援給付認定保護者に確認を行うことも考えられること。

なお、加算の対象となるのは、乳児等支援給付認定子ども一人につき、月１回までとするほか、４の初回対応加算と同月に加算することはできないことに留意すること。

（３）加算額

１回につき、１,４００円とすること。

Ⅳ キャンセルの取扱い

利用当日の午前０時以降にキャンセルがあった場合には、利用予定であった時間に係る基本単価及びこれに加算する額について、給付の対象とすることを可能とする。ただし、給付の対象とした時間については、利用したものとみなし、乳児等支援給付認定子どもの利用可能時間から減算を行うこと。

この場合、キャンセルをした乳児等支援給付認定保護者に対して、可能な限り当日中に電話等の乳児等支援給付認定保護者の様子がわかる方法において相談援助を行い、記録を残すこと。記録については、電話等をした日時、キャンセル理由、相談援助の内容等について記載すること。

なお、Ⅲの４の初回対応加算、Ⅲの５の生活困窮家庭等負担軽減加算及びⅢの８の保護者支援面談加算については、加算の対象とはならないこと。

事業所の受入れ体制が整わない等の事業者の都合によりキャンセルとなる場合は、給付の対象とせず、利用可能時間の減算も行わないこと。

市町村長は、指導監督等を通じて、記録を確認すること。また、必要に応じて、当該保護者相談援助を受けた乳児等支援給付認定保護者に確認を行うことも考えられること。加えて、他の特定乳児等通園支援事業所と比べ、キャンセルの比率が多い場合については、この点留意したうえで、指導監督等を行うこと。